

令和4年度神奈川県内部統制評価報告書  
審査意見書

神奈川県監査委員



神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和 5 年 11 月 14 日

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	吉	川	知	恵子
同	中	家	華	江
同	し	き	だ	博 昭
同	松	本		清



## 1 審査の対象

「令和4年度神奈川県内部統制評価報告書」

## 2 審査の着眼点

監査委員による令和4年度神奈川県内部統制評価報告書（以下「内部統制評価報告書」という。）の審査は、知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

## 3 審査の実施内容

内部統制評価報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「神奈川県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省。以下「ガイドライン」という。）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

## 4 審査の結果

内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続の一部に不適切な事項があり、評価手続に係る記載は一部相当ではないと考えられる。そして、当該事項を除いた範囲において、評価結果に係る記載について審査したところ、評価結果に係る記載は相当ではなく、本県の内部統制対象事務に係る内部統制は評価対象期間において有効に運用されていないと考えられる。

(指摘事項)

### ア 評価手続について

総務局総務室（以下「総務室」という。）は、内部統制実施要領に基づき、内部統制推進者（所属長）に対して、「リスク一覧」に掲げたリスクについてリスク対応策を実施し、その運用状況の自己評価を「リスク評価シート」に記録するとともに、不備が確認された場合には「運用上のリスク評価シート」を作成し、内部統制推進責任者（総務局総務室長）に報告するよう依頼している。

審査の過程で、総務室において、把握すべき内部統制の不備が「運用上のリスク評価シート」により漏れなく把握され、内部統制の評価手続が適切に実施されているか確認したところ、令和4年又は令和5年の財務監査及び行政監査において、「リスク一覧」に記載されたリスクの発生により不適切事項として指摘された事案について、内部統制推進者において「不備あり」又は「重大な不備あり」との自己評価を行っておらず、内部統制推進責任者に対して「運用上のリスク評価シート」による当該不備の報告がなされていないものが、12所属で15件見受けられた。

### イ 評価結果について

#### (ア) 「利用者への虐待」について

審査の過程で、総務室において、中井やまゆり園における「利用者への虐待」について、運用上の重大な不備が認められたとする一方で、「利用者への虐待」については、内部統制対象事務以外の事務であり、ガイドラインにおいて、内部統制対象事務以外

の事務に重大な不備がある場合には、内部統制の有効性の判断には影響しないとされているとして、この考え方に沿って、本県の内部統制は、「評価対象期間において有効に運用されていると判断した」としていた。そして、「利用者への虐待」については、引き続き内部統制対象事務以外の事務としつつ、虐待のリスクが発生し得る所属が「個別リスク」としてリスク対応策の整備及び運用を行っていくとしていた。

しかしながら、神奈川県内部統制基本方針においては、内部統制の対象事務として、「財務（会計、財産管理）に関する事務」のほか、「情報管理（ICT、重要情報保護、文書）に関する事務」「その他全庁的なリスク（服務等）を有する事務」を掲げているところ、中井やまゆり園における職員の利用者に対する虐待は、職員によるサービス中の不適切な支援に該当し、当該行為については全庁的にリスクの発生が想定されることから、「その他全庁的なリスク（服務等）を有する事務」として位置付けることができるものと認められる。また、本県の内部統制が県政に対する県民の信頼確保を図ることを目的としていることに加え、当該事案の重大性に鑑みれば、本事案について、虐待のリスクが発生し得る所属が「個別リスク」としてリスク対応策の整備及び運用を行っただけでは十分とはいえず、「その他全庁的なリスク（服務等）を有する事務」として内部統制対象事務に位置付け、評価を実施することが相当であると認められることから、内部統制の運用上の重大な不備として指摘を行った。

なお、令和3年度神奈川県内部統制評価報告書において、総務室は、職員が、令和2年度の県内産農産物の放射性物質検査について、9検体の検査を実施していないにもかかわらず、架空の検査結果を作成し、県ホームページ等で公表した事態について、「その他全庁的なリスク（服務等）を有する事務」として運用上の重大な不備を認めており、こうした検査不正そのものは全庁的なリスクとはいいたくないところ、当該事案の重大性に鑑み、令和4年度の内部統制制度において、全庁的に対応策を実施するリスクに「書類の偽造」を追加したとしており、本事案への対応は、これと整合性がとれるものとはなっていない。

#### (イ) その他の監査等で把握した内部統制の運用上の重大な不備について

その他の監査等で監査委員の視点からみて内部統制の運用上の重大な不備とすべきであると考えられたものは別紙のとおりである。

## 5 備考

### (説明事項)

審査の過程において、内部統制評価報告書の「4 不備の是正に関する事項」に記載された運用上の不備の件数(156件)に誤りがあり、正しくは157件(「4 審査の結果ーア 評価手続について」において、不備又は重大な不備の報告がなされていない15件を除く。)であった。

(別紙) その他の監査等で把握した内部統制の運用上の重大な不備

ア 予算の執行に当たり科目を誤るなどしていたもの(7所属)

この事態は、予算の執行に当たり科目を誤るなどしていたものであるが、所属において、これらの指摘に基づき適切な処置を講じないまま決算事務が行われた場合、議会に提出される歳入歳出決算書等の計数に誤りが生ずる結果となる。そして、これらのうち、決算審査で把握したもののについては、歳入歳出決算書等の金額に誤りが認められる結果となったものである。なお、令和2年度神奈川県内部統制評価報告書審査意見書及び令和3年度神奈川県内部統制評価報告書審査意見書においても同様な事態を指摘している。

所属名	監査等の種類	その他の監査等における指摘等
暮らし安全防災局 総務室 防災部 危機管理防災課	令和4年 財務監査 (定期監査) <防災部危機 管理防災課>	予算の執行において、令和3年4月分の電気料金 203,566 円の支払遅延に係る延滞利息 224 円の執行に当たり、「(節) 補償、補填及び賠償金」とすべきところ、電気料金と併せて全額を「(節) 需用費」で執行していた。
	令和5年 財務監査 (随時監査) <総務室>	
	令和3年度 決算審査	令和3年4月分の電気料金の支払遅延に係る延滞利息 224 円について、予算の執行科目として(節) 補償、補填及び賠償金を設定した上で、当該「節」により執行すべきところ、電気料金 203,566 円と併せて全額を(節) 需用費で執行していた。その結果、(節) 需用費の支出済額が 224 円過大となっていた一方で、不用額が同額過小となっていた。なお、予算の執行科目として(節) 補償、補填及び賠償金を設定した上で執行した場合、当該「節」の支出済額は 224 円となっていたことになる。
スポーツ局 神奈川県立 スポーツセンター	令和4年 財務監査 (定期監査)	予算の執行において、電気料金の支払額からの控除により徴収することとした電力供給会社の破産に伴う違約金及び損害賠償金収入 1 件、679,058 円について、破産管財人宛てに相殺通知書を発した日の属する令和4年度の歳入として整理すべきところ、令和3年度の歳入としていた。
	令和3年度 決算審査	電力供給会社の破産に伴う違約金及び損害賠償金収入 679,058 円について、令和4年度の歳入とすべきところ、令和3年度の歳入としていた。その結果、(款) 諸収入、(項) 雑入、(目) 雑入及び(節) 総務費雑入の調定額及び収入済額がいずれも 679,058 円過大となっているなどしていた。さらに、歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書の歳入合計並びに実質収支に関する調書の歳入総額、歳入歳出差引額及び実質収支額がいずれも 679,058 円過大となっていた。
環境農政局 農林水産部 畜産課	令和4年 財務監査 (定期監査)	予算の執行において、県央地域県政総合センターが発注する豚熱防疫作業要員バス運行管理委託契約ほか 1 件(契約額計 11,718,420 円)に係る予算について、「(節) 使用料及び賃借料」とすべきところ、「(節) 役務費」として再配当していた。これにより、同センターが誤った節で執行していた。

所属名	監査等の種類	その他の監査等における指摘等
健康医療局 神奈川県立 平塚看護大学校	令和5年 財務監査 (定期監査)	予算の執行において、建物補修工事に係る行政財産の使用許可に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料相当額 198 円について、(款)使用料及び手数料(項)使用料(目)衛生使用料(節)医薬費使用料とすべきところ、(款)財産収入(項)財産運用収入(目)財産貸付収入(節)土地建物等貸付収入としていた。
健康医療局 神奈川県 食肉衛生検査所	令和5年 財務監査 (定期監査)	予算の執行において、と畜検査員更衣室等賃貸借料 1 件、3,231,600 円の執行に当たり、共益費 (1,340,400 円) については「(節) 負担金、補助及び交付金」とすべきところ、家賃と併せて全額を「(節)使用料及び賃借料」で執行していた。
県土整備局 神奈川県 厚木土木事務所 東部センター	令和5年 財務監査 (定期監査)	予算の執行において、設置工事を含む洗面台及び電気温水器の購入代 1 件、280,500 円の執行に当たり、洗面台及び電気温水器の購入に要する経費 (計 116,248 円) については「(節) 備品購入費」とすべきところ、設置費と併せて全額を「(節) 需用費」で執行していた。

#### イ 不適正な予算流用が行われていたもの (1 所属)

この事態は、福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課において、会計年度経過後に不適正な予算流用が行われ、その結果が歳入歳出決算事項別明細書の計数に反映されていたものであるが、このような不適正な予算流用を行ったことについて、同課は、会計局会計課 (以下「会計課」という。) から、(細事業) 津久井やまゆり園新築工事費の (節) 委託料の予算現額・配当残がマイナスとなっていて、通常では想定されない状態のため、必要な対応を執るよう依頼があったことによるとしている。そして、会計課は、上記の経緯等からして、決算の取りまとめに当たり、このような不適正な予算流用が行われていたことは認知できたと認められるにもかかわらず、適切な対応を執らないまま、その結果を歳入歳出決算事項別明細書の計数に反映させていたもので、極めて不適切であったと認められる。

所属名	監査等の種類	その他の監査等における指摘等
福祉子どもみらい局 福祉部 障害サービス課	令和4年 財務監査 (定期監査)	予算の執行において、(細事業) 津久井やまゆり園新築工事費 (予算現額 2,160,925,445 円) について、令和 3 年度 2 月補正予算において、「(節) 委託料」については 3,258 千円の減額、「(節) 工事請負費」については 540,742 千円の減額とすべきところ、予算編成支援システムへの入力を誤り、「(節) 委託料」については 540,742 千円の減額、「(節) 工事請負費」については 3,258 千円の減額と誤って計上していた。そして、その誤りを修正するため、地方自治法施行令の規定に反して、会計年度経過後の令和 4 年 5 月に、「(節) 工事請負費」から「(節) 委託料」に 537,483,800 円の予算流用を行っていた。
	令和3年度 決算審査	福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課は、(細事業) 津久井やまゆり園新築工事費 (予算現額 2,160,925,445 円) について、令和 3 年度 2 月補正予算における (節) 委託料及び (節) 工事請



所 属 名	監査等の種類	その他の監査等における指摘等
		<p>負費の補正額の誤りを修正するため、令和4年5月に、(款) 民生費 (項) 障害福祉費 (目) 障害福祉施設費 (節) 工事請負費から同目の (節) 委託料に 537,483,800 円の予算流用を行ったとしており、その結果が歳入歳出決算事項別明細書の計数に反映されていた。しかしながら、上記の予算流用については、神奈川県財務規則第 20 条に定める手続を経ていないことに加え、そもそも会計年度経過後は予算流用を行うことはできないとされていることから不適正なものである。</p>

ウ 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に基づく契約手続が適切に行われていなかったもの（2所属）

この事態は、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に基づく契約手続が適切に行われておらず、その公正性及び透明性が確保されていないものであるが、当該政令が政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）その他の国際約束を実施するため、地方公共団体の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものの取扱いに関する特例について規定したものであることを踏まえ、今後はこうしたことがないよう、当該政令を遵守し適切な契約手続を行う必要がある。なお、令和3年度神奈川県内部統制評価報告書審査意見書においても同様な事態を指摘している。

所 属 名	監査等の種類	監査等における指摘等
福祉子どもみらい局 福祉部 生活援護課	令和4年 財務監査 (定期監査)	<p>契約事務において、神奈川県生活保護総合情報システムの再構築に係る業務委託契約（契約総額 51,698,900 円、契約期間：令和2年11月16日から令和4年1月31日まで）について、予定価格が 3,000 万円以上であったことなどから、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の規定が適用される契約に係る入札手続により行うべきところ、誤ってプロポーザル方式により受託者を決定し、随意契約を行っていた。</p>
県土整備局 神奈川県 住宅営繕事務所	令和4年 財務監査 (定期監査)	<p>契約事務において、令和3年度県営住宅管理システム運用等業務委託（契約額 56,409,210 円）について、随意契約を行った場合に「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第 12 条及び「神奈川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」第 12 条により必要とされる契約の相手方に係る公示を行っていなかった。</p>